

(5) 事業者を変わったとき

(1) 登録事項変更等届出書 (第四号様式)

(2) 運転者証交付申請書 (第九号様式)

(3) 雇用条件及び雇用契約証明書

(4) 運転免許証 (提示)

※郵送による申請の場合は、コピーを添付。

(5) 写真1枚 (6カ月以内に写した縦6cm×横4cm、無帽、正面、無背景、裏面に氏名を記入。)

(6) 手数料 : 運転者証交付申請 1,100円

※ 旧事業者から運転者証が返納されていることが必要です。

【注意】

申請用紙、添付書類、写真などに不備がないよう、再確認をお願いします。

【記入例：事業者を変わったとき】

第九号様式

運転者証交付申請書

香川県タクシー協同組合 殿

登録番号	50-00000000
------	-------------

↓ 運転者証の一番上に記載されている番号

令和	申請年	月	日
二	〇	〇	〇
平	年	〇	〇
成	〇	〇	〇

運転免許証の番号																
6	2	6	6	0	9	1	7	1	1	7	0	1	0	2	6	8

← 交付日の右側に記載されている5ケタの数字を記入してください。

フリガナ	カガワ	タロウ
氏名	香川 太郎	名

申請者の氏名又は名称	コード
------------	-----

タ日町タクシー 株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇



住所

高松市タ日町5番地

注 (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
(2) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

雇用条件及び雇用契約証明書

運転者氏名 香川 太郎

運転者現住所 高松市朝日町5丁目4番27号

上記の者は、当社（方）のタクシー運転者として次の内容により雇用している（する予定の）者に相違ありません。

1. 雇用条件

次の（1）から（5）のいずれかにも該当する者ではない。

- （1） 日日雇い入れられる者
- （2） 2月以内の期間を定めて使用される者
- （3） 試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- （4） 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者
- （5） 安全関係、地理、旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後少なくとも10日間の指導が行われていない者（ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れの前2年以内に通算90日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りでない。）

2. 雇用契約

次のとおり雇用し、タクシー運転者として選任している（する予定の）者である。

雇用（予定）日：平成〇年〇月〇日

・雇用の日、期間を定めて使用されるときは

その期間：.....

・試みの使用期間を定めて使用されるときは

その期間：.....

賃金の支払い方法：.....

上記の条件に該当する場合は記入すること。

令和

~~平成~~〇年〇月〇日 ←記入した日付を記入

事業者住所 高松市夕日町5番地

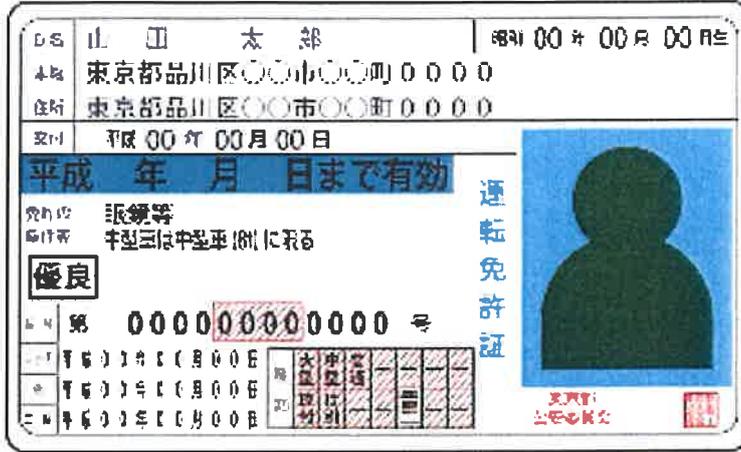
夕日町タクシー 株式会社
氏名又は名称 代表取締役 ○○ ○○

代表
者印

【記入例】 郵送による申請の場合に添付。

運転免許証の写し

(表面) ※白黒コピーでも可。



(裏面)



原本と相違ないことを証明する。

令和
平成〇年〇月〇日

住 所 高松市夕日町5番地

事業者名 夕日町タクシー 株式会社
代表取締役 ○○○○

